

## 平成29年度第2回鳴門市水道事業審議会 会議概要

開催日時：平成29年11月1日（水）午前10時から午前12時まで

開催場所：鳴門市水道会館3階第1会議室

出席者：審議会委員11名

【岩本委員、開発委員、近藤委員、芝野委員、多智花委員、玉有委員、中岸委員、  
出口委員、原委員、山根委員、利穂委員】

鳴門市5名

【鈴江水道企画課長、宮田水道事業課長、事務局3名】

傍聴者1名

### 開催次第

1 開会

2 議事

(1) 前回審議会の会議概要及び質問事項等について

(2) 水道料金の算定方法について

(3) 平成28年度決算・平成29年度予算等を反映した  
経営戦略の収支見通しについて

(4) 水道料金の試算について

(5) 次回開催について

3 閉会

### 会議資料

開催次第

平成29年度第1回鳴門市水道事業審議会会議概要

平成28年度鳴門市水道事業年報

【資料1】 前回審議会の質問事項等について

【資料2】 水道料金の算定方法について

【資料3】 経営戦略の収支見通し

【資料4】 水道料金の試算について

## 会議概要

- 1 議事（1）について、資料1を用いて、前回審議会で質問のあった事項について事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 2 議事（2）について、資料2を用いて、水道料金の算定方法について事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 3 議事（3）について、資料3を用いて、平成28年度決算・平成29年度予算等を反映した経営戦略の見通しについて事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 4 議事（4）について、資料4を用いて、水道料金の試算について事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 5 議事（5）について、12月を予定しており、後日に改めて日程調整を行うと事務局より説明を行った。

【別紙：質疑概要】

・議事（１） 前回審議会の質問事項等について

（委員）

鳴門市はメーター使用料をどのように算定しているのか。

（事務局）

昭和44年4月の改定時に、用途別を廃止し単一従量制に変更した際、メーター使用料を廃止した。その後の改正時に、メーター使用料分は基本料金に含まれていると説明している。こういった経緯で基本料金の中にメーター使用料を含んだかは、資料が存在しないため理由は不明である。

（委員）

廃止したのであれば、基本料金に含まれていることを明確にしてほしい。水道メーターの取替業務を行う際に、この費用は何を財源にしているのか疑問である。メーターの取替費用が基本料金に含まれていることで、限られた水道料金を圧迫することに繋がらないか心配している。

（会長）

基本料金の話は料金の算定に関わる部分なので、後の議事で扱うことにする。水道を1年間全く使用していない家庭が12%存在するということは、生活実態がないことになる。最近問題になっている空き家の増加が関係していると言えるのではないかと。契約件数としてはφ13が一番多いということだが、新規加入件数ではφ20が多くなっているのは、何か要因はあるのか。

（事務局）

新規で加入する場合、本市で定める水道給水装置工事施工基準に基づき、その用途に適当な口径などを選択していただいている結果、φ20が多い傾向となっている。

（会長）

水道を使うトイレや風呂などの設備が昔と比べて近代化し、それに合わせた口径がφ20になっていると想定される。

（委員）

大口使用者が占める水道料金が8.8%とあるが、大口使用者の定義や基準はあるのか。

(事務局)

定義や基準はない。今回資料として挙げたものは、実績で 5 位までを大口使用者として選定した。鳴門市水道事業年報では、上位 30 位までを大口使用者としている。

・議事（2）水道料金の算定方法について

(委員)

鳴門市の基本料金は 270 円であるが、これは何から構成されるのか。

(事務局)

総括原価方式では、需要家費の検針・集金費や量水器費、それらに加えて、固定費の維持管理費、減価償却費、支払利息、資産維持費の一部を基本料金に配分する仕組みである。改定にあたっては、これらの経費を適切に配分する必要がある。

(委員)

メーター取替費は需要家費となっているが、固定費と考えるのが妥当であり、基本料金に配分されるのが適切ではないか。メーター取替費だけでどのくらい基本料金が高くなるかはわからないが、基本料金が高くなることで小口利用者の負担が大きくなるというのであれば、従量料金で調整し、適切な積算による基本料金を利用者に負担していただくことも必要ではないか。

(事務局)

安定的な料金収入を維持するためには、需要家費や固定費の一部を基本料金として負担していただく必要がある。しかし、小口利用者への影響についても十分考えなければならぬことから、基本料金と従量料金の在り方について、検討いただきたい。

(会長)

需要家費と固定費を基本料金とするならば、基本料金と従量料金の割合が 9 : 1 になってしまい、基本料金が過大になるため、現状では反対の 1 : 9 になっているようである。

(事務局)

現状は基本料金と従量料金の割合が 1 : 9 である。

(委員)

加入金は昔から存在するが、どんな費用に充当されているのか。

(会長)

総括原価方式でいうと、加入金はどこに該当するのか。

(事務局)

加入金は新旧の需要者の公平性を図ることや施設の拡張費用などの資本費を負担する目的で導入しているものである。昭和 59 年以降、水道料金と同様に改定していない。

加入金については別途審議していただくことになるかもしれないが、今後浄水場の更新などの資本費用が発生する見込みのため、加入金制度を維持していきたいと考えている。

(会長)

総括原価方式では、水道料金を算定するためのものであり、その他の手数料や加入金などは控除の対象となっているということか。

(事務局)

控除の対象になっている。

(委員)

固定費の配分方法について、資料に 4 つの方法が記載されているが、それぞれどのような考え方なのか。

(事務局)

固定費の配分については総括原価をいくつかシミュレーションしてから検討する予定としていたので、次の審議会ですくしく説明させていただく。

(会長)

現状の料金体系はこの 4 つの配分方法のどれにも該当しないのか。

(事務局)

該当していない。

(委員)

基本料金と従量料金の料金体系は変えないのか。

(事務局)

事務局の考えでは、この料金体系を変えらるとなると、現状と激変になることから見直しは想定していないが、審議会として見直すべきという結論もしかるべきと考えている。

(委員)

審議会として、料金体系については複数の選択肢もありうるということか。

(事務局)

ありえる。

(委員)

総括原価方式で考えるならば、現状で内訳となる需要家費や固定費等の費用はいくらか。

(事務局)

平成28年度決算ベースでは、需要家費は7,880万円、固定費は12億4千万円、変動費は1億1,600万円である。これらはいくまで参考値である。

(会長)

実際の数字を示すことで比較検討もしやすいことから、現状の積算とシミュレーションの積算を比較できる形で示せるように検討していただきたい。

#### ・議事(3)

#### 平成28年度決算・平成29年度予算等を反映した経営戦略の収支見通しについて

(委員)

北島町との浄水場共同化に係る事業費は、今回の収支見通しの中でどのように反映されているのか。

(事務局)

水道事業ビジョンでは、資本的収支において、平成31年度から35年度で単独の浄水場更新事業費を見込んでいる。ビジョン策定後に北島町から共同化の話があり、今後共同化に向けた検討に時間を要することから、浄水場更新事業の着手は早くとも平成32年度になると見込んでいる。料金算定の時期や期間によって、料金算定に含まれる新浄水場にかかる費用が変わってくることになる。今後、そういった事情も考慮し、料金改定を検討していただきたい。

(委員)

口径別などの水需要予測はどの程度反映されているのか。

(事務局)

水道事業ビジョン策定時には、アセットマネジメントを実施するにあたり、水需要予測

の結果として、40年後には40%減少することを反映させている。口径別などの細かい分類ごとに推計を算出することは難しいと考えている。

(委員)

使用水量がゼロの件数、つまり基本料金のみ支払っている利用者が一定程度存在する以上は、水量の有無に関わらず、利用者は水道機器を使用していることから、基本料金を適切に負担する必要があると思う。

(会長)

基本料金と従量料金の配分の話になると思うので、次の審議会で議論したい。

#### ・議事(4) 水道料金の試算について

(委員)

平成31年度には消費増税が予定されており、大口利用者の負担はかなり大きいものになるので配慮が必要ではないか。

(会長)

複合的な判断が必要と思われるので審議会として留意したい。

(委員)

料金改定に向けた議会などのプロセスはどうなるのか。

(事務局)

水道料金は鳴門市水道事業給水条例に基づく案件のため、条例改正が必要である。改正に向けて、市民に理解と周知をしていただくために、広報期間が必要である。平成31年度に改正となるならば、遅くとも平成30年度の9月議会か12月議会で条例改正を行わなければならない。

(会長)

収支は悪化する傾向なので、あまり改定を遅くするべきではない。シミュレーションするための改定時期については、ビジョンどおりの平成31年度と議事3で累積欠損金が発生すると説明のあった平成32年度でよいか。

(委員)

賛成。

(会長)

次に、算定期間について、他の事業体の事例で3年から6年未満が約76%であることを踏まえて委員の意見はどうか。

(委員)

算定期間というのは、収支上、料金を上げなくても問題ない期間という解釈でよいか。

(事務局)

そのとおりである。しかし、算定期間内の収益と費用を試算して改定率を決めるので、さきほど申し上げた浄水場の更新事業などを見越した検討が必要と考えている。

(委員)

再々料金改定を行うべきではないと考えるため、5年ぐらいが適当ではないか。

(事務局)

補足になるが、改定期間が長くなればなるほど改定率は大きくなるので、短期間で改定率を見直す事業体もある。

(会長)

3年を短期、5年を中期としたシミュレーションでよいか。これより長期とする意見はどうか。

(委員)

職員の異動などを考えると、あまり長期になると、改定内容の趣旨やノウハウが失われてしまう懸念がある。

(会長)

4年はどうか。特に意見なければ3年と5年でシミュレーションすることによいか。

(委員)

賛成。

(会長)

次に、算定方式について、事務局からの説明にあったとおり、総括原価方式が原則とされていることや県内の自治体においてもこの方式が採用されていることから、本市においても総括原価方式を進めることによいか。

(委員)

賛成。

(会長)

総括原価方式で算出するにあたり、資産維持率を決定する必要がある。資産維持率は3%を標準とするとあるが、これ以上にすると料金算定に占める割合がかなり大きくなる。試算してみないとわからないが、改定率のことを考えると、標準である3%を超えての設定は難しいと思われるがどうか。

(委員)

現状の費用からすると、資産維持率は何%になるのか。

(事務局)

平成28年度決算ベースでは、資産維持率が1%で約1億円の費用となる。現在の年間収益は約11億円であるため、この費用だけで改定率は約9%増えることになる。

(会長)

資産維持率については、日本水道協会が3%を標準としたのは平成20年度のため、現在の低金利状態を考えると、将来の物価上昇を見込みづらいが、シミュレーションの条件設定なので、3%、2%に加えて1%で試算することについて、事務局はどうか。

(事務局)

了解した。なお、シミュレーションする際には、現金の保有残高や借入金残高の状況も過少もしくは過大にならないよう考慮することとしたい。

(会長)

すべての条件を合わせると、試算パターンは12通りになるので次回の審議会までに作業をお願いしたい。

#### ・議事(5)次回開催について

(事務局)

次回の開催は12月を予定しているため、具体的な日程については後日調整することとしたい。